

## 「押し買い」が規制されます

突然訪問してきた業者に貴金属などを安く買ったたかれるといった訪問買い取りに関する相談は昨年度から全国的に急増し、岐阜県内でも在宅の高齢女性を中心に昨年度69件、今年度（12月末日現在）も32件の相談が寄せられています。

### 事例 1

3日前に自宅を訪れた買い取り業者が何でもいいからと言って強引にネックレス、指輪等を3万円で売却させられたが取り戻したい。（70歳代 女性）

### 事例 2

訪問買い取り業者が自宅にやってきて、指にはめていた指輪を買い取ると強引に勧誘され5千円で契約してしまった。その際、個人情報を取られたので悪用されないか心配。（60歳代 女性）

### 事例 3

「古い冷蔵庫やテレビはありませんか」と訪問してきた業者といつの間にか宝石の話になり、貴金属の査定をしてもらった。1万4千円で6点のネックレスなどを買い取ってもらったが保険証などを見せてしまった。業者の名前がわからず心配になった。（80歳代 女性）

### 事例 4

訪問購入業者に「いつでも返品に応じる」と言われ貴金属を10万円で売ってしまった。1週間後にキャンセルしたいと電話したら別業者に売ってしまったと言われた。その後業者と連絡が取れなくなった（年齢不明 女性）。

### アドバイス

昨年8月にこのような取引を規制するため特定商取引に関する法律が改正され、2月21日に施行されました。

法改正により新たに

- ①要請しないのに業者が訪問して買い取りを勧誘することは禁止
- ②契約をしないと意思表示した消費者への再勧誘は禁止
- ③うその説明や強引な勧誘は禁止
- ④クーリング・オフが適用され、契約書面を受け取ってから8日間は契約を解除できその間業者に物品の引き渡しの拒否が可能
- ⑤契約書面の交付義務などの規制がかかります。ただし、大型家電、

家具、自動車、本・CD・DVD、ゲームソフト類、有価証券は適用除外です。

いずれにしても無用なトラブルを避けるために、売るつもりがなければきっぱりと断り、安易に業者を家に招き入れないようにすることが重要です。不安に感じる場合は業者に個人情報などを提示する前に相談窓口へ後連絡ください。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。

電話番号は058-277-1003です。

(開設時間：平日8:30~17:00)

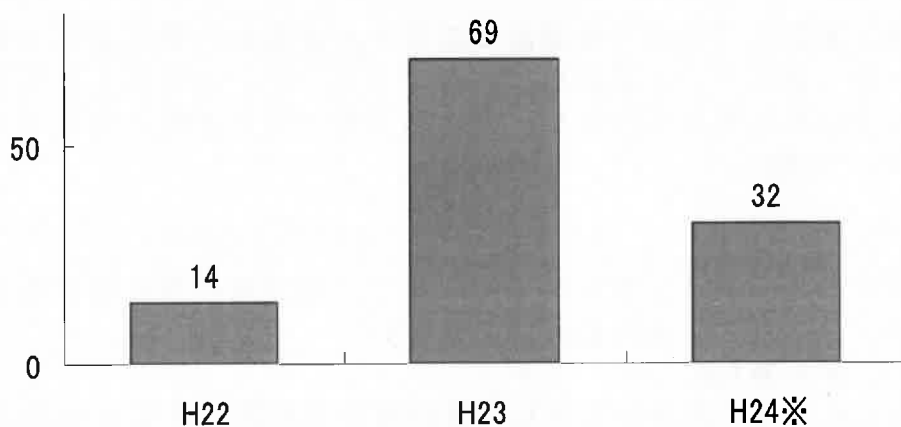
土曜日は電話相談(9:00~17:00)のみ受付

消費者ホットライン 0570-064-370

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります。

H25. 2. 26 岐阜新聞

(件) 年度別相談件数(平成22年~24年)



※H24は平成24年12月31日までの分